

川崎市からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（7回目）

1. 日 時

令和4年7月19日（火） 10：35～10：45

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渡眞利、佐藤雅、宮田、本間、内山、佐藤由紀

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和4年6月21日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、川崎市からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、申請通り認可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。